

審議会等会議録

審議会等の名称 座間市個人情報保護審査会	
開催日時	平成25年10月29日(火) 14:00～15:45
開催場所	市役所5階 5-4会議室
出席者	平田会長 飯島副会長 長田委員 齋藤委員 曾根委員
事務局	小林総務部次長兼文書法制課長 安藤情報公開係長 吉野主査 各課担当職員(健康づくり課、収納課、市民税課、固定資産税課、介護保険課、医療課、国保年金課、会計課、水道経営課、職員課)
公開の可否	公開
傍聴人数	無
非公開又は一部公開とした理由	
議題	<p>1 座間市個人情報保護条例第9条第2項第6号、第10条第2項第4号及び第11条第2項に基づく諮問事案の審議</p> <p>2 座間市個人情報保護条例第8条第3項及び第4項に基づく報告</p>
資料の名称	第47回座間市個人情報保護審査会資料
会議の内容	<p>1 座間市個人情報保護条例第9条第2項第6号、第10条第2項第4号及び第11条第2項に基づく収集の制限、利用・提供の制限、オンライン結合による提供の制限についての諮問事案</p> <p>・ 公金収納統合サービスに関する事務 (収集、利用・提供、オンライン結合による提供の理由) コンビニエンスストアでの納付や、マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング及びATMでの納付(ペイジー)を可能にするなど、納付しやすい環境を作るために、納付書発行データとしてカタカナ氏名、納付額、納付番号をマルチペイメントネットワーク共同利用センターへ提供し、消込通知データを収入事務委託業者から収集することの諮問が収納課、市民税課、固定資産税課、介護保険課、医療課、国保年金課、会計課から提出された。 事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。</p> <p>・ 口座振替事務 (オンラインによる収集、提供の理由) 現在口座振替データをフロッピーディスクに保存し金融</p>

機関へ郵送または手渡しをし、同じく振替結果をフロッピーディスクで収集しているが、安全性の観点及びフロッピーディスクの生産が中止されたことから、データの收受方法の変更を検討する必要性が生じたため、通信回線を利用したデータの送受信可能な金融機関から順次データの收受方法を変更することの諮問が収納課から提出された。収集、提供の項目については、収納課から口座振替データとして片仮名氏名、納付額、納付番号、金融機関コード、口座番号を提供し、振替結果として片仮名氏名、納付額、納付番号、金融機関コード、口座番号、引き落とし結果を金融機関から収集する。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・ 特定保健指導及び健康教育に関する事務
(利用・提供する理由)

国保年金課が「特定健康診査及び特定保健指導に関する事務」のために収集した個人情報のうち、特定保健指導に必要な特定健康診査結果及び総コレステロール、クレアチニン、尿酸値、血糖値、胸部レントゲン結果を健康づくり課の「特定保健指導及び健康教育に関する事務」のために提供し、健康づくり課は健康管理システムを導入し、市民の経年的な情報を集約し、受診勧奨やフォローを行い、将来生活習慣病等の発生が懸念される者に対し、健康教育を実施するためにそれらの個人情報を利用することについての諮問が、国保年金課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・ 市県民税課税事務及び市県民税賦課決定事務
(オンラインによる収集、提供の理由)

平成26年1月1日以後に提出される給与等及び公的年金等に係る支払報告書について、基準年(前々年)の提出枚数が1,000枚以上である事業所等は、その提出を地方税ポータルシステム(通称eLTAX)による電子申告又は光ディスク等により行うことが義務化され、併せて電子申告の支払者には賦課決定税額をeLTAX等を利用して通知することが義務付けられたため、市民税課が住所、氏名、生年月日、収入状況をオンラインで収集し、併せて住所、氏名、生年月日、課税状況をeLTAX利用事業所、年金支払者にオンラインで提供することの諮問が市民税課から提出され

た。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・給与事務

(オンライン結合による提供の理由)

平成26年1月1日以降、税務署に提出する源泉徴収票などの調書の枚数が1,000枚以上になる場合は、その提出を国税電子申告・納税システム(e-TAX)による電子申告又は光ディスク等により行うことが義務化され、併せて、それを義務付けられる者は、給与支払報告書等の市町村への提出も地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告又は光ディスク等によることが義務化され、市町村からの決定後の税額通知をeLTAX又は光ディスク等で収集することになった。このため、職員課が給与所得の源泉徴収票又は給与支払報告書をオンラインで提供し、課税状況をオンラインで収集することの諮問が職員課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・源泉徴収票、支払調書作成事務

(オンライン結合による提供の理由)

平成26年1月1日以降、税務署に提出する源泉徴収票などの調書の枚数が1,000枚以上になる場合は、その提出を国税電子申告・納税システム(e-TAX)による電子申告又は光ディスク等により行うことが義務化され、併せて、それを義務付けられる者は、給与支払報告書等の市町村への提出も地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告又は光ディスク等によることが義務化されたため、会計課が賃金、報酬等の受給対象者等の住所、氏名、生年月日、収入状況をオンラインで提供することの諮問が会計課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・収入、支出伝票審査及び収納、支払事務

(オンライン結合による提供の理由)

現在使用している公金支払事務専用のパソコンを更新するにあたり、今まで支払依頼に利用していたソフトを継続利用

するよりも、新たにインターネットバンキング対応のソフトを利用するほうが利便性と即時性に優れ、経費も削減できることから、会計課が公金の支払依頼データをオンラインで提供することの諮問が会計課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

・収入、支出伝票等審査及び出納事務
(オンライン結合による提供の理由)

水道事業の業務に係る公金の出納事務のために現在会計課の振込システムを使用しているが、システムが搭載されているパソコンの更新にあたり、支払依頼については座間市水道事業出納取扱金融機関のインターネットバンキングサービスを利用することとなったため、水道経営課が支払依頼データをオンラインで提供することの諮問が水道経営課から提出された。

事務執行に当たっては個人情報の取扱いに十分注意し、適切な管理に努めるよう意見が添えられて適正と認められた。

2 座間市個人情報保護条例第8条第3項及び第4項に基づく新規、変更、廃止分の個人情報取扱事務登録簿の報告